

大森委員提出資料

第2回特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 意見書

令和2年4月21日
(公社)日本訪問販売協会
専務理事 大森俊一

○預託法について

正当な者が行う関連事業への影響等を考慮しつつ、大きな消費者被害を生む不当勧誘を排除するためにも預託法の整備は喫緊の課題ではないか。具体的には、法の対象となる取引の要件を明確にし、潜脱の防止を図りかつ実態の伴わない取引の早期発見に資する事前情報の開示義務の徹底等実効性のある手立ての検討が重要と考える。

○特定商取引法について

ＰＩＯ－ＮＥＴ２０１８年度の訪販の相談件数約７万７０００件は、全体相談件数９９万件のおよそ８％に相当。１０年前との比較では全体５．４％増、訪販２１％減である。また、訪販の約７万７０００件の上位層には、実は「放送サービス」や「インターネット回線」、「生命保険」など特商法が適用されない訪問販売が多数含まれる。

問題は、この上位層の中にあって、特商法の適用を受け高齢者との間で苦情を発生させている一部の、ほぼ特定される商材であり、この部分の取引の改善が大いにすすめば、少なくとも「特商法上の訪販の苦情件数」はさらに減少することになる。市場が良い方向へ転換すれば当該商材業界の健全な発展にも繋がる。その意味において平成２９年１２月施行の改正特商法に「業務禁止命令」の規定が追加されたことの意義があるといえる。

さらにこれらの、ほぼ特定される商材に関する苦情には、「法の無理解」を要因とする「個人あるいは小規模業者」の事例が少なからず見受けられ、販売業者はもとより、「商材を供給する立場の製造業者や卸業者これらの事業者を加盟員とする組合等」に対して行政、企業、関係団体等が密に連携し、苦情情報の共有と重点的な啓発活動を行うことで、高い改善効果が望めるのではないかと考える。

一方、若年者とくに連鎖販売取引のクレジット契約を巡る強引とも言える勧誘への防止策については、平成２８年改正の折に追加された「意に反する」または「迷惑を覚えさせる仕方」でのクレジット契約等の勧誘を禁止するための規定や、同禁止規定の判断力の不足に乗じて行われる勧誘の対象に「若年者」という文言が新たに付け加えられたことで、それへの対応は十分可能な状況になっているのではないかと考える。もちろん、このことは、教育現場での適切な消費者啓発がセットで行われなければ、十分な効果は期待できない。

以上の点から、前回の委員会でのクーリング・オフ期間を伸長すべきとの指摘も含め、「特商法が適用される訪問販売」については、現行法で十分対処できるものとする。

なお、今日生じている「著しい過量販売事案の違法認定」を迅速に行うための方法論を検討するに当たっては、法第7条等に基づく行政処分は「正当な理由がない」ことを要件としているので、事業者が当然保有していなければならない「著しい過量販売に該当しないとする合理的根拠資料」とは具体的にどのようなものを指すのか、この点の議論を十分に行い整理しておくべきである。また、これを機に「通常、必要とされる分量を超える部分」と「著しく超える部分」の差とはどの程度ものなのかを、あわせて議論しておく必要があるのではないか。

最後に、特商法について新たな法整備を検討するに当たっては、事例等を十分に精査し、適正な消費者取引を行う事業者への影響を考慮しつつ慎重を期して行うべきとする。